

青年部会旅費規定

(目的)

第1条 本青年部会の役員及び会員が公務のため旅行する時は、以下の規則により旅費を支給することとする。

(旅費計算)

第2条 旅費、最も経済的な通常の経路及び方法により計算するものとし、通常の場合の運賃は、鉄道賃に換算して行う。但し3名分を負担するものとする。公務の都合又は、特別な事情があると認めるときは、役員会にて決定するものとする。

〈鉄道費〉 1. 鉄道賃は次の通りとする。

(1) 普通乗車料金

(2) 片道40km以上については特別料金

(3) 新幹線を利用する場合

〈船賃〉 2. 普通船賃を支払った場合は現に支払った額。

〈空賃〉 3. 事情により航空機を利用する場合は、現に支払った額。

〈車両〉 4. 車両の額は、1車両につき陸路1km20円とし、道路通行料については実費支給とする。

〈宿泊料〉 5. 宿泊費は1泊1名につき7,000円とする。

附 則

(改正)

1. 令和4年4月23日、規定を一部改正する。